

加古川市障害者社会参加促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和47年条例第12号）及び加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市障害者社会参加促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者（児） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）、療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）第2に規定する療育手帳の交付を受けた者（以下「知的障害者」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に規定する特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている者であつて、加古川市内に住所を有するもの

(2) 障害者支援施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設又は同条第25項に規定する地域活動支援センター又は児童福祉法（昭和22年法律第123号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設で、加古川市内に所在地を有するもの

(補助金の対象)

第3条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条の規定による補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」とい

う。)は、加古川市障害者社会参加促進事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、補助金の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第 108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第 226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市障害者社会参加促進事業補助金交付決定通知書又は加古川市障害者社会参加促進事業補助金不交付決定通知書により、補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

4 市長は、申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することによ

り暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の中止・廃止)

第7条 補助事業者がやむを得ない事由により補助事業の遂行が困難となり補助事業を中止又は廃止しようとするときは、加古川市障害者社会参加促進事業中止・廃止申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申し出に対し申出事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を加古川市障害者社会参加促進事業中止・廃止承認通知書により、当該補助業者に通知するものとする。

(交付決定の変更)

第8条 補助事業者は、交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、加古川市障害者社会参加促進事業補助金交付決定変更申請書及び必要書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条第1項の規定に準じて決定を行い、その旨を加古川市障害者社会参加促進事業補助金交付決定変更通知書により当該補助業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、14日以内に加古川市障害者社会参加促進事業補助金実績報告書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金精算書

(2) 事業実績報告書

(3) 収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、内容を審査し交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、加古川市障害者社会参加促進事業補助金確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第5条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額（第8条第2項の規定により補助金の額の変更を決定したときは、当該変更後の額）と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

(補助金の交付方法)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者へ交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の確定前であっても概算払いすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに加古川市障害者社会参加促進事業補助金請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 暴力団等であつて、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(5) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときは、その旨を加古川市障害者社会参加促進事業補助金交付決定取消通知書により、当該補助事業者へ通知するものと

する。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、加古川市障害者社会参加促進事業補助金返還通知書により、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 10 条の額の確定を行った場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、前項の通知書により、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前 2 項の期限を延長することができる。

4 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書により市長に報告しなければならない。

5 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

6 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

(帳簿の備付)

第 14 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告又は調査)

第 15 条 市長は、必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第 16 条 申請書、その他書類の様式は別に定める。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助	
	目的	加古川市在住の障害者（児）の社会参加促進又は市民に対する啓発等の事業を積極的に推進するため	
補助金の範囲	対象となる者	<p>1 次に掲げる障害者団体</p> <p>（1）加古川市身体障害者福祉協会</p> <p>（2）加古川市視覚障害者福祉協会</p> <p>（3）加古川ろうあ協会</p> <p>（4）加古川中途失聴・難聴者協会</p> <p>（5）加古川市肢体不自由児（者）父母の会</p> <p>（6）加古川市手をつなぐ育成会</p> <p>2 障害者支援施設</p> <p>3 加古川市障がい者団体連絡会（以下「障がい者団体連絡会」という。）</p>	
	対象となる事業及び経費	<p>障害者団体を実施する次の事業（1年度につき1回に限る。）</p> <p>1 障害理解等についての啓発事業</p> <p>2 障害者（児）の交流促進事業</p> <p>3 障害者（児）の芸術文化振興事業</p>	<p>事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>

		<p>障害者支援施設が、障害者支援施設外で実施するレクリエーション事業（1年度につき1回に限る。）</p>	<p>事業に必要な旅費、使用料及び賃借料</p> <p>※レクリエーション施設の入場等に係る費用は、一人当たり200円を上限とする。</p>
		<p>障がい団体連絡会が実施する次の事業（1年度につき1回に限る。）</p> <p>1 障がい者団体連絡会運営事業</p> <p>2 障害福祉に関する研修又は啓発事業</p> <p>3 障害者（児）の交流促進事業</p>	<p>事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>
補助金の補助率及び額	補助率	障害者団体が実施する事業	3 / 4
		障害者支援施設が実施する事業	5 / 10
		障がい者団体連絡会が実施する事業	3 / 4
	補助上限額	加古川市身体障害者福祉協会	200,000 円
		加古川市視覚障害者福祉協会	75,000 円
		加古川ろうあ協会	75,000 円
		加古川中途失聴・難聴者協会	75,000 円
		加古川市肢体不自由児(者)父母の会	75,000 円
		加古川市手をつなぐ育成会	500,000 円
障害者支援施設が実施する事業		一の障害者支援施設につき 100,000 円	
障がい者団体連絡会が実施する事業	600,000 円		

	補助金の額	<ol style="list-style-type: none">1 補助対象となる経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額と、補助上限額を比較して少ないほうの額とする。2 補助金の交付額を算出する場合において、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
--	-------	--